



民事調停委員による「無料相談会」

今年度も、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方を対象に、京都民事調停協会の調停委員による相談会を開催します。（ただし、離婚や相続など、家庭内の問題は除きます。）ぜひ、お気軽にお越しください。

— こんなお悩み、ありませんか…？ —

老朽化した貸家からの
立退きを求めたい…

貸したお金を
返してほしい…

交通事故の解決で
困っている…

土地の境界線で
揉めている…

相 談 日

2019年 5月 8日 (水)

2019年 9月11日 (水)

相談時間 午後1時30分 ~ 午後3時30分

受付時間 午後1時30分 ~ 午後3時

※ 1組当たり30分程度

会 場

京都市消費生活総合センター

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
(地下鉄烏丸御池駅下車 3-1・3-2出口すぐ)

※ 駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関を御利用ください。



申込方法

当日受付（先着12組。直接会場へお越しください。）

問合せ先

京都市消費生活総合センター 電話 256-1110

民事調停制度は、日常生活で抱えるトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市消費生活総合センター
平成31年4月発行
京都市印刷物第314082号